

令和5年度タクシー供給業務請負契約の公募

株式会社日本政策金融公庫は、令和5年度タクシー供給業務の契約業者について、以下の要領で公募に付す。

なお、本件に係る契約締結は当該案件に係る予算が成立することを条件とするものである。

1 公募に付する事項

(1) 契約の名称

令和5年度タクシー供給業務請負契約

(2) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 応募資格

(1) 次の各項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

イ 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

- (4) 事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。
- (5) 道路運送法第9条第1項の規定に基づき、旅客の運賃を定め、また同法第11条第1項の規定に基づき、運送約款を定め、国土交通大臣（運輸大臣）の認可を受けている者であること。
- (6) 関東運輸局認可のタクシー保有台数1,000台以上であること。
- (7) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者
- (8) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

注：協同組合については、(4)及び(5)は、参加組合員が許可を受けていること。

協同組合については、(6)は、参加組合員の保有台数の合計とする。

### 3 必要とする条件

- (1) 24時間配車可能なこと。
- (2) 東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市で使用可能なタクシー乗車券を無償で提供できること。
- (3) 本公募により公庫と契約する全ての法人で使用可能な共通タクシー乗車券を無償で公庫に提供できること。(本公募により公庫が契約する全ての法人間で協議の上、公庫が提示するサンプルを参考に作成し、提供すること。)
- (4) 本契約に係る事務手数料が一切かからないこと。
- (5) 月末締めで集計した次のア～ウについて、公庫が指定する仕分けを行った上、翌月10日までに提出できること。
  - ア 請求書
  - イ 公庫が定める請求明細書（利用日、タクシーチケット番号、利用料金、高速料金等、合計額等が明記されているもの。）
  - ウ 付属証拠書（共通タクシー乗車券）
- (6) 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を行うこと。
- (7) 自社の責任の有無にかかわらず、事故が発生した場合、事故発生日に対する公庫の翌営業日の午前中までに公庫担当者まで報告を行うことのできる体制を有すること。

### 4 参加申込方法

公募に参加を希望する者は、令和5年2月1日（水）15時00分までに、項番5に示す提出書類を項番6の申込先に、項番7の提出方法にて提出すること。

### 5 提出書類

- (1) 参加申請書（別添1）
- (2) 適合証明書（別添2）
- (3) 誓約書（別添3）
- (4) タクシーチケットを利用できるタクシー会社の一覧（様式適宜）

なお、個人の組合員については、参加組合員人数を記載することで差し支えない。  
(5) 保有台数を証明する資料（様式適宜）

## 6 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティノースタワー  
株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課

担 当 : 小田 景子

電 話 : 03-3270-1552

F A X : 03-3270-1441

## 7 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番6における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申込書等を持参した旨を伝えること。

郵送による場合は、簡易書留郵便により、申込期限必着で送付すること。

## 8 契約先の選定方法

項番5に掲げた必要書類を提出した者であって、項番2及び3に掲げた条件を満たす者と契約を締結する。

## 9 その他

(1) 本公募に対し、虚偽の応募を行った場合は、契約を無効とする。

(2) 本公募により、令和5年度の契約相手先として内定した事業者とは、令和5年4月1日からの業務履行が円滑に遂行されるよう、請求書等の提出方法、共通タクシー乗車券の印刷内容等について協議を行うので速やかに対応すること。

(3) 公募参加者は、受領した文書等を厳格に管理し、提出書類作成以外には使用してはならない。

(4) 公募参加者は、公募手続きを通じて知り得た当公庫に関する一切の情報を第三者に漏らし、又は自ら利用してはならない。

(5) 公募参加者から提出された書類は返却しない。

以 上

別添1  
令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代表者印

## 参加申請書

株式会社日本政策金融公庫が募集する「令和5年度タクシー供給業務請負契約」について、参加を申請します。

- 連絡先  
(担当部署)  
(担当者名)  
(電話番号)  
(FAX 番号)  
(E-MAIL)

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 適合証明書

本件に係る「必要とする条件」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

項番	必要とする条件	回答 (○or×)
1	事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。 (注) 協同組合については、参加組合員が許可を受けていること。	
2	道路運送法第9条第1項の規定に基づき、旅客の運賃を定め、また同法第11条第1項の規定に基づき、運送約款を定め、国土交通大臣（運輸大臣）の認可を受けている者であること。 (注) 協同組合については、参加組合員が許可を受けていること。	
3	関東運輸局認可のタクシー保有台数1,000台以上であること。 (注) 協同組合については、参加組合員の保有台数の合計とする。	
4	24時間配車可能なこと。	
5	東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市で使用可能なタクシー乗車券を無償で提供できること。	
6	本公募により公庫と契約する全ての法人で使用可能な共通タクシー乗車券を無償で公庫に提供できること。(本公募により公庫が契約する全ての法人間で協議の上、公庫が提示するサンプルを参考に作成し、提供すること。)	
7	本契約に係る事務手数料が一切かからないこと。	
8	月末締めで集計した次のア～ウについて、公庫が指定する仕分けを行った上、翌月10日までに提出できること。 ア 請求書 イ 公庫が定める請求明細書（利用日、タクシーチケット番号、利用料金、高速料金等、合計額等が明記されているもの。） ウ 付属証拠書（共通タクシー乗車券）	
9	自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を行うこと。	
10	自社の責任の有無にかかわらず、事故が発生した場合、事故発生日に対する公庫の翌営業日の午前中までに公庫担当者まで報告を行うことのできる体制を有すること。	

**条件を満たしている場合は○、満たしていない場合は×を記載すること。**

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

## 誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「令和5年度タクシー供給業務請負契約」に関し、「2 応募資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

### 記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
  - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
  - (2) 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
    - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
    - イ 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
    - ウ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
    - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
    - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
    - キ この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
  - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。